

## 護衛隊の編制に関する訓令

### 海上自衛隊訓令第2号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、護衛隊の編制に関する訓令を次のように定める。

昭和29年7月1日

防衛庁長官 木村 篤太郎

## 護衛隊の編制に関する訓令

**第1条** 護衛隊は、護衛艦2以上をもつて編成する。

**第2条** 護衛隊の長は、護衛隊司令（以下「司令」という。）とする。

2 司令は、1等海佐をもつて充てる。

3 司令は、護衛艦隊司令官又は護衛隊群司令の指揮監督を受け、護衛隊の隊務を統括する。

**第3条** 地方総監は、防衛大臣が別に定める場合を除き、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第6章に規定する自衛隊の行動及び防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第18号の規定に基づく警戒監視並びにこれらを円滑かつ効果的に遂行するために直接必要な部隊訓練の実施に関し、前条第3項の規定により護衛艦隊司令官の指揮監督を受ける護衛隊（当該地方総監に隷属する地方総監部に籍を置く護衛艦から成るものに限る。）の全部又は一部を指揮する。

### 附 則

1 この訓令は、昭和29年7月1日から施行する。

2 船隊の編制に関する訓令（昭和28年警備隊訓令第1号）は、廃止する。

**附 則**（昭和35年4月30日海上自衛隊訓令第18号）

この訓令は、昭和35年5月1日から施行する。

**附 則**（昭和35年9月27日海上自衛隊訓令第33号自衛艦籍の編入等に関する訓令の一部を改正する訓令附則3項）（抄）

1 この訓令中、警備艦、掃海艦、敷設艦、警備艇、「ゆうちどり」、「おきちどり」、掃海母艦、敷設艇、特務艇に係る部分は昭和35年10月1日から、「ひらど」に係る部分は、昭和35年10月3日から、「ちはや」に係る部分は、昭和35年10月4日から施行する。

**附 則**（昭和36年9月1日海上自衛隊訓令第50号自衛隊法施行令第15条から第22条の5までの改正に伴う海上自衛隊訓令の整理等に関する訓令第1条）（抄）

1 この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。

**附 則**（昭和40年3月20日海上自衛隊訓令第11号）

## 護衛隊の編制に関する訓令

この訓令は、昭和40年3月25日から施行する。

**附 則**（平成20年3月25日防衛省訓令第12号防衛省職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令第69条）（抄）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

**附 則**（平成23年3月11日海上自衛隊訓令第4号）

この訓令は、平成23年3月16日から施行する。